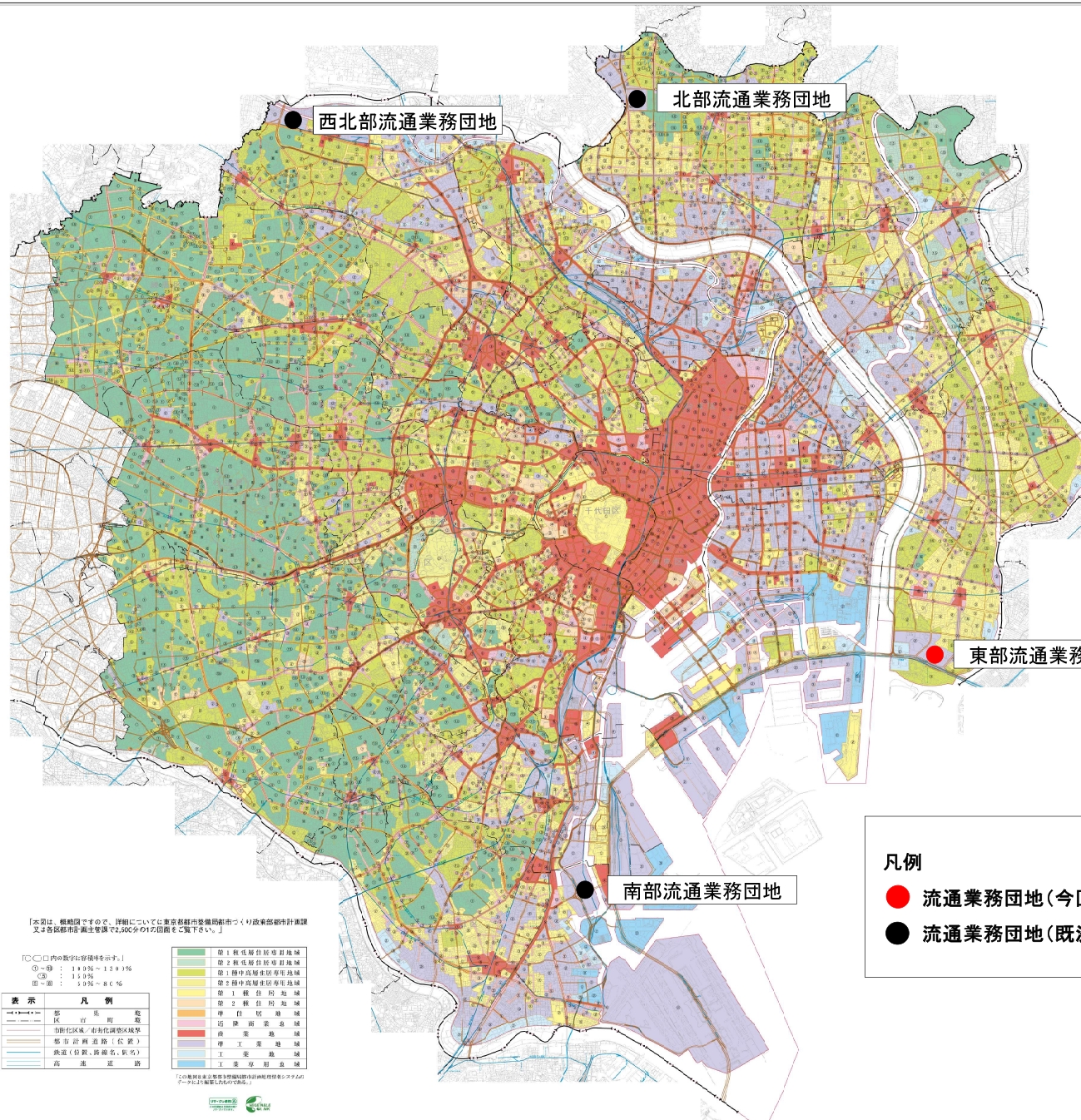




- 凡例**
- 流通業務団地(今回変更)
 - 流通業務団地(既決定)

「本図は、概略図です。詳細については東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課又は各区市町村都市計画課で、500分の1の図面をご覧ください。」

「□○□内の数字は容積率を示す。」
 ①～⑤ : 14.9%～13.9%
 ⑥ : 13.9%
 ⑦～⑩ : 9.9%～8.6%

表示	凡 例
国 道	国 道
都 道	都 道
区 道	区 道
市 道	市 道
都 市 計 画 区 域	都 市 計 画 区 域
都 市 計 画 区 域 (公 営)	都 市 計 画 区 域 (公 営)
鉄道 (路線名、駅名)	鉄道 (路線名、駅名)
高 速 道 路	高 速 道 路

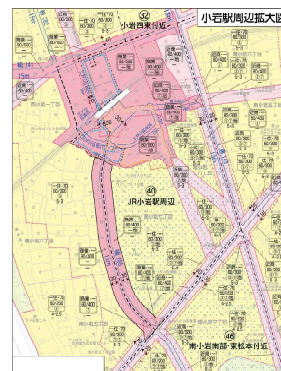
第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域
第2種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域	第1種住居地域
第2種住居地域	第2種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域

「この地図は東京都都市整備局都市計画課提供のデータに基づき作成されたものであり、データの正確性を保証するものではありません。」



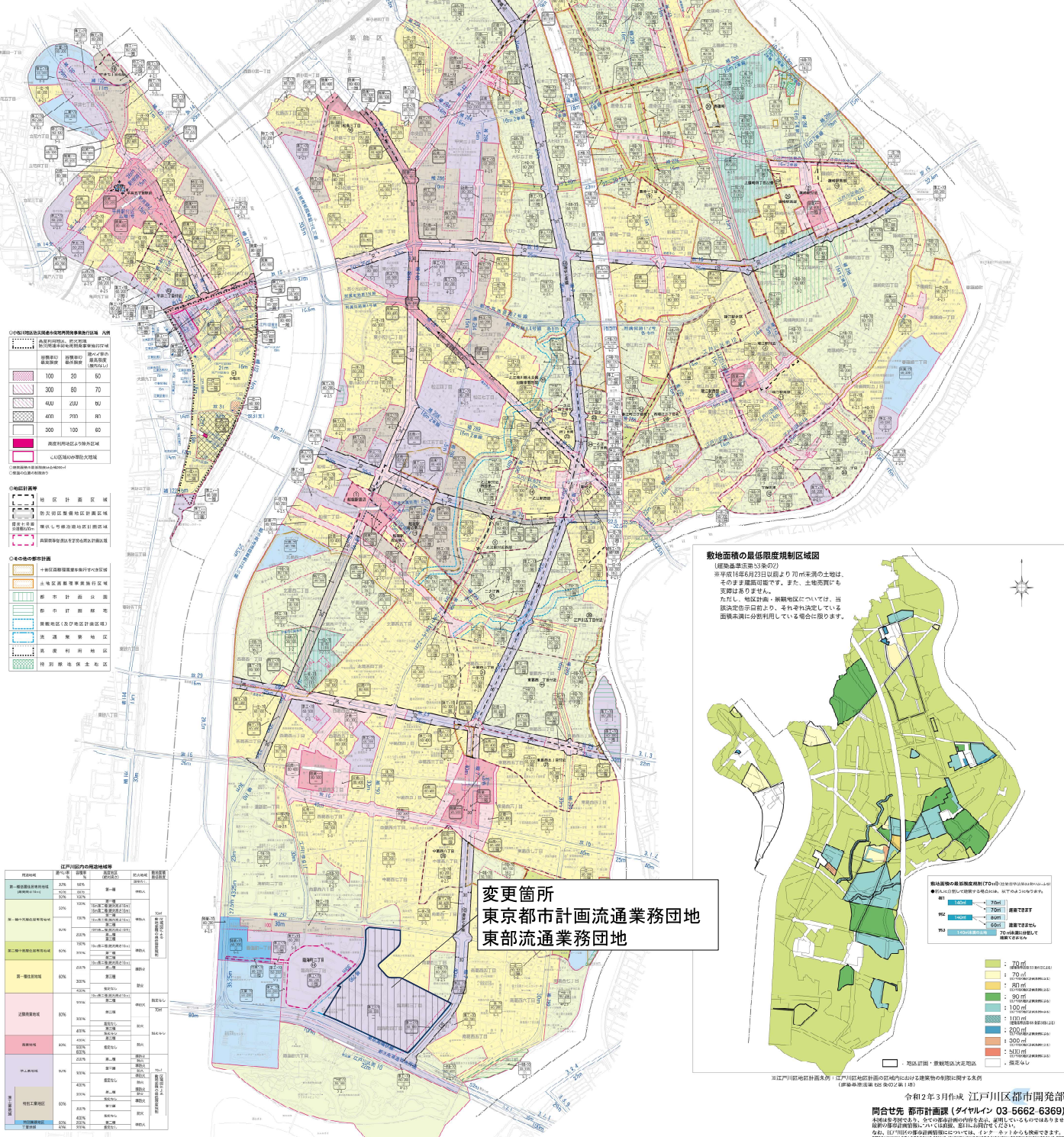
江戸川区 地域地区図／日影規制区域図
令和2年3月5日

令和2年3月5日



東京都建築安全条例第7条の3第1項に基づく新たな防火規制(新防火)

- (註) 1. 小松川地区防災関連市街地再開発事業施行区域については、前面
左側の凡例によります。
2. 道路幅員は測定した区域で幅員の異なるものは、道路又は、
地区計画道路の幅員から30mです。
3. **道路**とは計画道路の境界線から30mの路線指定を表します。
4. 第 1種居住専用地域の建築物の高さは10mまでです。
5. 高度利用地区の用途についてはお問い合わせください。



変更箇所
東京都市計画流通業務団地
東部流通業務団地

敷地面積の最低限度規制区域図

※平成16年6月23日以前より70㎡未満の土地は、そのまま建屋可能です。また、土壌汚染にも支障はありません。

ただし、地区計画・景観地区については、当該決定告示日より、それぞれ決定している面積未満に劣利用している場合に限り、ま

●新たに分割して建築する場合には、以下のようになります。

区分	140㎡未満の土地	70㎡未満の土地	建築可否
区分1	140㎡	70㎡	建築できます
区分2	140㎡	70㎡ 80㎡	建築できます
区分3	140㎡未満の土地	60㎡	建築できません

70㎡未満の土地は、70㎡未満に分割して建築することができます。

 : 70 m
 環境省指定緑地（緑地）
 : 70 m
 環境省指定緑地（緑地）
 : 80 m
 環境省指定緑地（緑地）
 : 90 m
 環境省指定緑地（緑地）
 : 100 m
 環境省指定緑地（緑地）
 : 100 m
 環境省指定緑地（緑地）
 : 200 m
 環境省指定緑地（緑地）
 : 300 m
 環境省指定緑地（緑地）
 : 500 m
 環境省指定緑地（緑地）
 : 指定なし

※江戸川区地区計画名称：江戸川区地区計画の区域外における建築物の制限に関する条例

令和2年3月作成 江戸川区都市開発部

問合せ先 都市計画課（ダイヤルイン 03-5662-6369）
 本図は参考図であり、全ての都市計画の内容を表示、活用しているものではありません。
 最新の都市計画情報については直接、窓口にお問合せください。
 なお、江戸川区の都市計画情報については、インターネットからも検索できます。